

接続約款変更届出書



平成30年10月2日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住 所 とうきょうとみなとくひがししんばしちちようめ9ばん1ごう 東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏 名 も と ぼん く ねがしきがいしゃ ソフトバンク株式会社

だいいようとりしまりやく しちちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやうち けん 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 管内 謙



登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先 渉外本部 約款・サービス部
(電話番号)

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙接続約款の案のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 30 年 10 月 9 日
------	------------------

接続約款新旧対照表

別紙

新	旧																
<p>第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="143 499 1115 842"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y)～交換設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中継交換機</td> <td>3G 通信サービス又は 4G 通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> <tr> <td>直取パケット交換機～3G チップ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 14 章 当社の通信用建物等における取扱い (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 95 条 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にあたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、接続申込者は、事前に立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時等の必要事項を当社の事務取扱所に通知し、当社の承諾を受けることを要します。 2 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y)～交換設備	(略)	中継交換機	3G 通信サービス又は 4G 通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの	直取パケット交換機～3G チップ	(略)	<p>第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1162 499 2134 842"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社網(Y)～交換設備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中継交換機</td> <td>3G 通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの</td> </tr> <tr> <td>直取パケット交換機～3G チップ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 14 章 当社の通信用建物等における取扱い (接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り) 第 95 条 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にあたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、接続申込者は、事前に立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時等の必要事項を当社の事務取扱所に通知し、当社の承諾を受けることを要します。 2 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y)～交換設備	(略)	中継交換機	3G 通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの	直取パケット交換機～3G チップ	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
当社網(Y)～交換設備	(略)																
中継交換機	3G 通信サービス又は 4G 通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの																
直取パケット交換機～3G チップ	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
当社網(Y)～交換設備	(略)																
中継交換機	3G 通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの																
直取パケット交換機～3G チップ	(略)																

第 15 章 雑則

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)又は料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 当社網(S)

区分	単位	料金額	備考
(1) <u>通話モード</u> 接続機能	(略)	(略)	(略)
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能～	(略)	(略)	(略)
(6) MVNO 回線管理機能			

2-2 当社網(Y)

区分	単位	料金額	備考
(1) <u>通話モード</u> 接続機能	(略)	(略)	(略)

第 15 章 雑則

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)又は料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額及び料金表第 4 表(その他の費用)第 1 に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

料金表

第 1 表 接続料金

第 1 網使用料

2 料金額

2-1 当社網(S)

区分	単位	料金額	備考
(1) <u>IMT-2000 方式(通信モード)</u> 接続機能	(略)	(略)	(略)
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能～	(略)	(略)	(略)
(6) MVNO 回線管理機能			

2-2 当社網(Y)

区分	単位	料金額	備考
(1) <u>IMT-2000 方式(通信モード)</u>	(略)	(略)	(略)

(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能～	(略)	(略)	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能			

接続機能			
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能～	(略)	(略)	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能			

第2表 工事費

1 適用

区分	内容
(1) 実費の適用	(略)
(2) 工事費の按分	<p>ア 利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2(工事費の額)2-1第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。</p> <p><u>イ 複数の協定事業者の工事を同時に実施する場合において、2(工事費の額)2-1第2欄イに掲げる工事費は、2(工事費の額)に定める料金額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、2(工事費の額)2-2に規定する算出式により算定した額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</u></p>

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	工事費の額	備考
(1) トランスレー	1 工事ごとに	<u>1(適用)第1欄のとおり</u>	—

第2表 工事費

1 適用

区分	内容
(1) 実費の適用	(略)
(2) 工事費の按分	利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2(工事費の額)2-1第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。

2 工事費の額

2-1 工事費

区分	単位	備考
(1) トランスレー	1 工事ごとに	—

夕変更 工事費	事業者の電気通信番号を 加入者交換機又は中継交 換機に設定する工事に要 する費用				
(2) 直 収パケッ ト接続に 係るデー タ設 定工事 費	第4条(標 準的な接続 箇所)表中 第2欄に規 定する接続 箇所におけ る接続に係 るIPアドレ ス、ルーティ ング設定等 情報を登録 する工事に 要する費用	<u>アイ以外 の場合</u>	1 工事ご とに	<u>1(適用)第1 欄のとおり</u>	—
		<u>イ 接続回 線帯域幅の 変更に係る 工事</u>	1 工事ご とに	<u>26,580 円</u>	<u>適用時間帯 は、平日昼間 に限るものと し、適用時間 帯が平日昼 間以外となる ものについて は、1(適用) 第1欄のとお りとします。</u>

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金 (略)

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

1-1 の 1 当社網(S)

機能の区分	機能の内容	備考
<u>通話モード</u> 接続機能	相互接続点と当社の 3G 通信サービス契 約者回線又は <u>4G 通信サービス契約者回 線</u> との間の相互接続通信(<u>通話</u> モードに限	(略)

夕変更 工事費	機又は中継交換機に設定する工事に 要する費用			
(2) 直 収パケッ ト接続に 係るデー タ設 定工事 費	第4条(標準的な接続箇所)表中第2 欄に規定する接続箇所における接続に 係る IP アドレス、ルーティング設定等情 報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	—	

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金 (略)

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

1-1 の 1 当社網(S)

機能の区分	機能の内容	備考
<u>IMT-2000 方式(通信モー ド)</u> 接続機能	相互接続点と当社の 3G 通信サービス契 約者回線との間の相互接続通信(<u>通信</u> モー ドに限ります。)を伝送交換する機能	(略)

	ります。)を伝送交換する機能	
IMT-2000 方式(デジタル 通信モード)接続機能～ MVNO 回線管理機能	(略)	(略)

IMT-2000 方式(デジタル 通信モード)接続機能～ MVNO 回線管理機能	(略)	(略)

附則

(略)

附 則(平成 30 年 10 月 2 日 MKS1809270003850001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 9 日から実施します。

附則

(略)

技術的条件集新旧対照表

新			旧		
技術的条件集			技術的条件集		
第2条			第2条		
No	標準的な接続箇所	技術的条件集	No	標準的な接続箇所	技術的条件集
1	中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章 第1節、第2節、第3節、 第5節 に規定するところによる。	1	中継交換機の伝送装置	技術的条件集第2章 第1節、第2節、第3節に規定するところによる。
2	直取パケット交換機の接続装置	技術的条件集第2章 第4節に規定するところによる。	2	直取パケット交換機の接続装置	技術的条件集第2章 第4節に規定するところによる。
<p>第5節 対移動体事業者IP接続用インタフェース (網構成)</p> <p>第27条 当社移動体網と直接協定事業者網との接続に係わる構成は次の通りとする。</p> <p>(1) 当社の中継交換機と直接協定事業者の中継交換機との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める接続点単位に行うものとする。</p> <p>(2) 当社網と直接協定事業者網は、広域イーサネット等を介して接続され、相互接続点は中継交換機を設置する通信用建物内の伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタとする。</p> <p>(接続方式)</p> <p>第28条 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当社移動体網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、IP接続方式を適用する。</p> <p>(2) 当社移動体網と直接協定事業者網との間の通信経路については、冗長構成をとることができる。</p> <p>(3) 当社移動体網との接続方式に関する詳細は、別表 F に定めるとおりとする。</p>			(対応箇所なし)		

(その他接続に必要な事項)

第 29 条 当社網と直接協定事業者網間で、その他接続に必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 直接協定事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。
- (2) 当社が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が維持されず、直接協定事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合があるが、当社は一切の責を負わない。

技術的条件集別表

技術的条件集別表 F

対移動体事業者 IP 接続用インタフェース仕様

技術的条件集別表 F-1 接続条件

(内容省略)

技術的条件集別表 F-2 SIP 仕様

(内容省略)

技術的条件集別表 F-3 DNS 仕様

(内容省略)

技術的条件集別表 F-4 ENUM 仕様

(内容省略)

技術的条件集別表 F-5 接続シーケンス

(内容省略)

技術的条件集別表

(該当箇所なし)